大阪府条例第　　　号

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例

の一部を改正する条例

　府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 第三条　（略）  　一　地方公務員法第三十九条第二項並びに法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条第一項の研修に関する事務  　二―六　（略）  　七　法第二十二条の五第一項に規定する研修等に関する記録の作成に関する事務  　八　法第二十二条の七第一項に規定する協議会の組織に関する事務  ２　（略）  　一　前項第二号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる事務  　二　（略） | 第三条　（略）  　一　地方公務員法第三十九条第二項並びに法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の研修に関する事務  　二―六　（略）  　七　法第二十二条の五第一項の規定による協議会の組織に関する事務  ２　（略）  　一　前項第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務  　二　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和五年四月一日から施行する。